

東松山市都市計画税条例の改正概要

【平成28年6月】

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が制定され、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、東松山市都市計画税条例が改正されました。

1 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入

地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みを導入しました（地方自治体が課税標準の軽減の程度を法律で定める上限、下限の範囲内において条例で決定できるようにしました。）。

(1) 都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋に係る課税標準の特例

（課税標準の軽減率：4/5を参酌し、7/10以上9/10以下）

※条例で定める割合は、4/5としました。

【施行日：平成28年6月27日】